

## 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応マニュアル (R2.11.20)

### (1) 感染者が発生した場合の基本的な考え

どんなに感染対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合等において、迅速かつ的確に対処できる準備が必要である。

そのためには、大学等が所在する自治体の衛生主管部局(泉佐野保健所)との連携や、学内における保健管理体制の構築が重要である。

また、学生をはじめとする大学等の関係者に感染が確認された場合には、当該感染者や濃厚接触者が差別・偏見・誹謗中傷等の対象にならないよう、十分な配慮・注意が必要である。

### (2) 学生や教職員の感染が判明した場合の具体的な対応

#### ①医療機関から本人に診断結果が伝えられる。

医療機関から保健所に対しても届出がなされます。

#### ②大学には、通常、本人(やその保護者)から、感染が判明した旨の連絡がされる。

保健所から大学に対しての連絡に時間を要することが予想されるため、本人(やその保護者)から連絡があった際には、可能な限り行動履歴等下記の項目についてヒアリングを行い、大学の対応方針への判断材料とする。

#### ※確認する項目

- ・ 学籍番号、氏名
- ・ PCR検査の受検日と判定結果が出た日
- ・ いつからその症状があったか
- ・ 現在の病状
- ・ 症状が出た2日前からこれまでの行動履歴(大学への入構有・無)
- ・ 最後に大学に登校した日
- ・ 大学関係者との接触について(有の場合 学部、氏名)
- ・ 保健所からの指示内容(自宅待機、ホテル待機、入院、期間等)
- ・ 感染経路
- ・ 家族等の感染状況
- ・ 基礎疾患の有無
- ・ 連絡先(住所)、電話番号
- ・ 管轄保健所名(または区役所保健福祉課名)

③感染者本人への行動履歴等のヒアリング（疫学調査）は、本人が居住する地域を管轄する保健所が行う。

ただし、大阪市の場合は、区役所保健福祉課が行い、その内容について大阪市保健所へ報告される。

保健所は、感染者本人とのヒアリングの内容から大学において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定のため調査を行う場合は、大学は積極的に協力する。

したがって、例えば感染者が大阪市に居住の場合は、大阪市保健所が大学において調査が必要と判断した場合のみ、大学を所轄する泉佐野保健所にヒアリング内容の連絡が入り、大学に対して泉佐野保健所による調査が行われる。

・泉佐野保健所 072-462-7701

※感染者本人の発症日2日前の行動履歴などにより、他の大学関係者への感染のおそれが低いと保健所が判断した場合（濃厚接触者がいる可能性が低いと判断）は、大学への調査は行われぬ。

この場合、保健所からの連絡自体もない可能性があるため、泉佐野保健所と連携し、大学への調査の有無（濃厚接触者の有無）を大学側から積極的に確認することが重要である。

④感染者や濃厚接触者の出席（出勤）停止

学生が感染者や濃厚接触者に特定された場合は、当該学生に対し、学校保健安全法19条に基づく出席停止の措置を取ります。また、感染者が教職員の場合には、病気休暇の取得や在宅勤務等により、出勤させない扱いとします。

⑤臨時大学協議会の開催

学生や教職員の感染が判明した場合、臨時大学協議会を開催し、感染者発生の報告を行うとともに、感染者の行動履歴等の報告を行い、今後の対応を協議する。

ただし、⑥の<基本ルール>での対応の場合は、事務局長から大学協議会メンバーに対しメールによる承認を得る対応とする。

- ・保健所から連絡が入っていれば保健所の指示のもと対応する。
- ・保健所からの連絡が入っていない場合は、感染者本人（やその保護者）から感染が判明した旨の連絡があった際、大学が行動履歴等のヒアリングした内容をもとに所轄である泉佐野保健所に相談のうえ、対応する必要がある。

⑥臨時休校の検討

□保健所から感染者との調査結果について連絡が入っていない場合。

### <基本ルール>

翌日の授業から、最長1週間オンライン授業とする。ただし、翌日の授業でオンライン授業での対応が難しい先生は、休講とし後日補講をさせていただく。

なお、ヒアリングの中でイレギュラーな内容があれば、個別協議とする。

□保健所から大学に対して連絡が入り調査が行われる場合。

保健所の調査により、感染者の学内での行動履歴等から臨時休校等の必要性を保健所と十分相談のうえ検討する。

□保健所から濃厚接触者いないことが確認できている場合。

感染者と大学とのヒアリングも含め、感染拡大の可能性が低いと判断した場合には、保健所と十分相談のうえ、通常どおりに授業を行う。

### ※臨時休校の実施の有無を判断する際の具体的事項

- ・感染者の学内における活動の態様
- ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況
- ・感染経路の明否
- ・保健所の意見

### ⑦学内の消毒

- ・学生等の感染が判明した場合は、保健所と連携し行うが、必ずしも専門業者をいれて施設全体を行う必要はない。

消毒は、消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液（トイレについては0.1%）を使用する。また職員が自ら消毒を行う場合は、学校衛生マニュアルを参照。

（令和2年11月18日発生分は、4号館・5号館の教室とトイレ及び食堂を専門業者に依頼して消毒を行う。ダイキチカバーオール（株）0725-27-3900）

### ⑧公表と連絡

- ・感染者が判明した場合は、速やかにホームページにて公表する。（内容については、管財人に確認いただく）
- ・文部科学者に対しても、所定のフォーマットにて報告を行う。
- ・熊取町企画経営課（近藤・明松 452-1001）へ感染者発生の連絡を行う。
- ・学内に入入りしている業者（食堂運営業者等）へ連絡を行う。